

お客様各位



## 現金を原資とした外国送金取引の受付終了について

平素より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（2008年3月施行）にもとづく「マネー・ローンダリング防止」・「テロ資金供与防止」対策を適切に実施するため、平成30年9月10日（月）より、「現金（※）を原資とする仕向外国送金取引」の受付を終了し、以後の仕向外国送金の代り金のお支払いにつきましては、「依頼人ご本人様の口座振替のみ」とさせていただきます。

また、当行預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合については、当該資金の正当性が確認可能な資料（給与等が入金されている預金通帳、給与明細など）のご提示をお願いいたします。お客様からご説明いただいた内容やご提示いただいた資料については、記録やコピーをとらせていただく場合がございます。

なお、確認資料のご提示にご協力いただけない場合や、ご説明やご提示いただいた資料の内容によっては、お取引のご依頼に応じることができない場合もございます。

誠に恐縮ですが、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

※ 「現金」には、ご持参された円貨現金・外貨現金のほか、送金依頼日の1週間以内に口座へ入金した現金も含まれます。

【本件にかかるお問い合わせ先】

当行本支店窓口または

証券国際部フリーダイヤル 0120-667-065

(以上)